

長 介 第 1102 号
令和 6 年 11 月 14 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様

長岡市介護保険課長

介護サービス事業所従業者等におけるテレワークの取り扱いについて

介護サービス事業所等におけるテレワークの取り扱いについて、国から通知されましたが、各事業所においてテレワークを実施する際は、下記のことにご留意くださるようお願いいたします。

記

- 1 テレワークに係る国通知
令和 6 年 3 月 29 日付け老高発 0329 第 2 号ほか「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について」（別添）
- 2 留意事項
 - ・テレワークを実施する際は、法人内でよく検討いただき、上記 1 の範囲内で、利用者の処遇に支障が生じることがないように行ってください。
特に、個人情報取り扱いや事業所外で勤務する従業者との連絡体制の整備、従業者の勤務状況の管理を徹底するようお願いいたします。
 - ・テレワークを実施するにあたり、市への届出は不要です。
 - ・従業者のテレワークにより、本来行うべき業務の滞りや不適切な処理（例えば、人出不足による不適切ケア、居宅介護支援におけるモニタリグの未実施、月次事務の遅延等）が発生することがないようにしてください。
- 3 その他
今後、取り扱いに変更が生じる場合は別途連絡します。

担 当：介護保険課事業推進係 小野塚
電 話：0258-39-2245
e-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp